



佐倉市市民公益活動サポートセンターの管理及び運営に関する規則の改正について

平成29年2月佐倉市議会定例会に上程し、平成29年2月20日付で可決された「佐倉市市民公益活動サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」により、佐倉市市民公益活動サポートセンターは市直営方式による運営となります。これに伴い、規則の改正を行います。なお、制度の移行は、平成29年4月1日からとなります。

改正の概要

条例改正に伴い、次のとおり市直営方式による運営に必要な規定の整理を行います。

- (1) 開所時間及び休所日の規定を追加します。
- (2) 指定管理者が行うこととされている規定を、市長が行うこととする規定に改めます。
- (3) 別記様式の宛先等を指定管理者から市長に改めます。
- (4) その他所要の整備を行います。
- (5) 本規則は、平成29年4月1日から施行します。

意見提出ができる方

- ・特に制限はありません。

意見の提出方法

- ・ 案件名、住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名)を明記の上、持参、郵送、**FAX**、**Eメール**にてご意見をお寄せください。
- ・ 口頭、電話でのご意見は受け付けておりません。
- ・ 意見の様式は問いませんが、別紙の提出様式をご利用いただくと便利です。

提出先

佐倉市役所 市民部自治人権推進課

【住所】 〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地

【FAX】 043-484-1677 【E-mail】 jichijinken@city.sakura.lg.jp

意見募集期間

平成29年2月23日(木曜日)～平成29年3月9日(木曜日) 15日間

※郵送は平成29年3月9日消印有効。FAX、メールは当日中、持参の場合は午後5時まで。

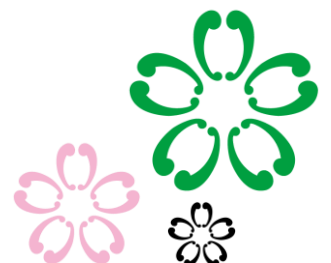
注意事項

- ・ この手続は案件に対する具体的な意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。
- ・ お寄せいただいたご意見は、これに対する市の考え方とともに整理した上で公表いたします。ただし、個々のご意見に直接回答はいたしかねますので、ご了承ください。

問い合わせ先

佐倉市役所市民部自治人権推進課窓口

電話 043-484-6127 (平日 午前8時30分～午後5時15分)



「佐倉市市民公益活動サポートセンターの管理及び運営に関する規則（案）の改正について」に対する意見・提案

氏名又は法人・団体名	
住所又は所在地 (法人は、市内の事業所・ 事務所を記入)	
※市外在住のかたは、以下の欄もご記入ください。	
勤務先又は学校名	
勤務先又は学校の所在地 (地番省略可)	

意見・提案をご記入ください。

意見・提案内容	
提案内容は、なるべく具体的に記入してください。 (例) 現在〇〇なので、△△ のように改善することにより、□□になる。	

- ※1 意見が長文にならないよう、なるべく簡潔に記入してください。
- ※2 提出された意見は返却いたしません。また、著作権は佐倉市に帰属されます。
- ※3 提出は、下記まで持参いただくか、郵送、FAX、メールのいずれかの方法でお願いします。

(提出先・問い合わせ)

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地
佐倉市役所 市民部 自治人権推進課
[FAX] 043-484-1677
[メール] jichijinken@city.sakura.lg.jp